



令和7年度



# 保育園入園案内



## 1 保育園とは

保護者（児童の父母）が仕事や病気などにより家庭内で保育することができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。

## 2 保育園に入園できる児童

飯山市の保育園に入園できるのは、次の要件をすべて満たす児童です。

- ①保護者及び児童が飯山市に住民票を有している。
- ②満1歳に到達している。（私立めぐみ保育園は6ヶ月程度から受入可）
- ③下記の3-(1)認定区分のうち、「2号認定」または「3号認定」を受けている。



## 3 保育の必要性の認定

### (1)認定区分

保育園等の施設を利用するためには、次の区分のうち「2号認定」または「3号認定」を受ける必要があります。

- ①1号認定：3歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する子ども
- ②2号認定：3歳以上で、下記(2)に該当し、保育園等での「保育」を希望する子ども
- ③3号認定：3歳未満で、下記(2)に該当し、保育園等での「保育」を希望する子ども

### (2)保育を必要とする事由 及び 認定期間

「2号認定」または「3号認定」を受けるためには、下記の要件に該当することが必要です。

事由	内容	認定期間
① 就労	家庭外労働…居宅外で仕事をしている場合 家庭内労働…自宅で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合	下記(4)または就労終了まで
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、産後間もないこと	産後8週間
③ 疾病・障害	病気または心身に障害がある場合	必要期間
④ 介護・看護	同居の親族を常時看護・介助している場合	必要期間
⑤ 災害復旧	災害により損失した居宅の復旧にあたる場合	必要期間
⑥ 求職活動	仕事をする意志があり、求職活動を行っている場合	3ヶ月間
⑦ 就学	大学・専門学校・職業訓練校などに通っている場合	就学期間
⑧ DV・虐待	DVや虐待の恐れがある場合	必要期間
⑨ 育児	a. 育児休業取得前から就労を理由に保育を利用している子どもがおり、育児休業中も引き続き保育が必要な場合	育休取得期間
	b. 2歳未満の子どもを養育している場合	産後2年間
⑩ その他	上記のほか、保育の必要性が認められる場合	必要期間

### (3)保育の必要量

上記の事由にかかる時間(就労時間等)により、保育の必要量(時間)が区分されます。

区分	就労等にかかる時間	利用可能時間
保育標準時間	1ヶ月 120時間以上の場合	1日最大 11時間 (7:30 ~ 18:30)
保育短時間	1ヶ月 48時間以上の場合	1日最大 8時間 (8:30 ~ 16:30)

### (4)認定期間 および 認定変更

認定期間は小学校就学前まで(期限付きの場合を除く)ですが、認定内容に変更が生じたとき(認定期間終了時)は、認定変更申請をしてください。

## 4 保育園の優先利用

下記の事項に該当する場合、優先利用の対象となります。ただし、途中入所の場合は、各保育園の入所状況により異なります。

①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③虐待・DV ④兄弟姉妹同時 ⑤多子世帯 等

## 5 保育時間および特別保育の実施について

### (1)通常保育

①保育標準時間：【月～金】 7：30 ～ 18：30  
②保育短時間：【月～金】 8：30 ～ 16：30

※①と②の保育料は異なります。階層により金額の差は異なりますが、0～1,600円程度②の方が低くなります。

### (2)延長保育

#### ①保育標準時間の場合

7：00 ～ 7：30（めぐみ保育園のみ）、18：30 ～ 19：30（公立は19：00）

#### ②保育短時間の場合

7：00 ～ 8：30（公立は7：30～）、16：30 ～ 19：30（公立は19：00）

※保育料とは別に「延長保育料」がかかります。

### (3)土曜一日保育（拠点園のみ）

保育園に通っている児童で、土曜日も一日(午後まで)保育が必要な児童をお預かりします。平日は他の保育園に通いながら、土曜日だけ下記の保育園を利用することが可能です。

◆実施園：しろやま保育園、木島保育園、とがり保育園、めぐみ保育園  
○保育時間は上記(1)の「通常保育」と同じです。

※利用の際は、昼寝用布団とお弁当をご持参ください。（めぐみ保育園は給食があります。）  
※延長保育も平日同様に行います。

### (4)休日保育（拠点園のみ）

保育園に通っている児童で、休日（日曜・祝日等）も保育を必要とする児童をお預かりします。

◆実施園：しろやま保育園、とがり保育園（要相談）  
○保育時間は上記(1)の「通常保育」と同じです。

※利用の際は、昼寝用布団とお弁当をご持参ください。  
※保育料とは別に「休日保育料」がかかります。  
※延長保育も平日同様に行います。

### (5)乳児保育（拠点園のみ）

満1歳未満の乳児に対する保育を行います。

◆実施園：めぐみ保育園のみ ※6ヶ月程度から受入可能ですが、事前にご相談ください。

### (6)障害児保育

保育を必要とする児童で、心身に障害のある児童をお預かりします。  
（ただし、健常児との混合・集団保育が可能な場合。）

### (7)ならし保育

新規入園児は、入所月に「ならし期間」を設けます。（約2週間）  
はじめは午前11時頃に降園し、徐々に保育時間を延ばします。勤務の都合等により、早めにならし保育を終了したい場合は、可能な範囲で対応いたしますので事前にご相談ください。

【土曜日】  
希望登園日（13:00まで）

お迎えの時間が11:30を過ぎる場合は、お弁当をご持参ください。



## 6 保育料の算出方法について



○父母等の市民税課税状況及び**市民税額**に応じて決定されます。  
 (4～8月：令和6年度市民税額、9～3月：令和7年度市民税額)

○次の場合は、父母以外の方の税額を加算します。

- ・父母の合計所得が38万未満
- ・父母以外の方が、入所児童あるいは児童の父母を税金や健康保険等の扶養としている  
 ※住民票が別れていても、同一住所地内の親族等は対象になります。

○年齢区分は、当該年度の4月1日時点の年齢により区分されます。

○市民税の申告義務のある方や確定申告をされる方は、必ず期限までに申告の手続きをお願いします。  
 ※未申告の場合は、保育料が最高額になる場合があります。

## 7 保育料等について

### (1) 飯山市保育料徴収基準額表

単位：円（月額）

階層	定義	2号（3歳以上）		3号（3歳未満）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	
2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0	0	0	
3		所得割非課税世帯	0	0	4,900	4,700
4	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	0	0	10,100	9,900
5		63,000 円未満	0	0	13,300	12,900
6		77,100 円未満	0	0	16,400	16,000
7		97,000 円未満	0	0	19,500	19,100
8		118,000 円未満	0	0	22,400	21,800
9		142,000 円未満	0	0	25,300	24,700
10		169,000 円未満	0	0	28,100	27,500
11		211,200 円未満	0	0	30,500	29,600
12		255,000 円未満	0	0	32,900	32,000
13		301,000 円未満	0	0	35,200	34,300
14		348,000 円未満	0	0	37,900	36,700
15		397,000 円未満	0	0	40,600	39,400
16		397,000 円以上	0	0	44,500	42,900

※年度途中において満3歳に到達し、2号認定に該当する場合であっても、その年度中の保育料は3号認定の金額となります。

### (2) 保育料の軽減等

#### ① 市民税所得割が77,101円未満の要保護世帯

(要保護世帯：ひとり親世帯、在宅障害者のいる世帯等)

階層	認定	第1子				第2子以降
		2号（3歳以上）		3号（3歳未満）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
2		0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0
4		0	0	300	200	0
5		0	0	1,500	1,500	0
6		0	0	1,500	1,500	0
7※		0	0	1,500	1,500	0

※ 第7階層については、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合のみ上記の軽減対象となります。

#### ② 市民税所得割が57,700円未満の世帯

多子順位	第3～第5階層
第1子	50%軽減（半額）
第2子	100%軽減（無料）
第3子以降	100%軽減（無料）

#### ③ 市民税所得割が57,700円以上の世帯

多子順位	第5～16階層
第1子	軽減なし（全額）
第2子	50%軽減（半額）
第3子以降	100%軽減（無料）

※ 第5階層については、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合のみ②の軽減対象となります。

### (3) 延長保育料

利用時間	全月(月額)	半月(月額)	1日(日額)
30分	800円	400円	100円

### (4) 休日保育料

認定区分	利用者負担額（日額）	
	2号認定	3号認定
保育標準時間	1,300円	1,600円
保育短時間	1,000円	1,200円

## 8 飯山市保育園一覧

( ○…実施 ×…未実施 △…要相談 )

保育園名	公・私	所在地	定員	受入体制		土曜保育 (※)	特別保育の実施状況		一時保育	電話番号 (0269)-
				年齢	障害児		延長保育	休日保育		
しろやま	公立	飯山 2910-1	90	満1歳	○	一日	7:30 ~ 19:00	○	○	62-5595
木島	公立	野坂田 849	100	満1歳	○	一日	7:30 ~ 19:00	×	△	62-5888
秋津	公立	静間 2358	70	満1歳	○	△	7:30 ~ 19:00	×	△	62-0476
いずみだい	公立	小佐原 6762	70	満1歳	○	13:00まで	7:30 ~ 19:00	×	△	62-5889
常盤	公立	常盤 5256-5	80	満1歳	○	13:00まで	7:30 ~ 19:00	×	△	62-5804
瑞穂	公立	瑞穂 1112	60	満1歳	○	△	7:30 ~ 19:00	×	△	65-2515
とがり	公立	豊田 4931-1	100	満1歳	○	一日	7:30 ~ 19:00	△	△	65-4250
めぐみ	私立	南町 26-17	110	6ヶ月	○	一日	7:00 ~ 19:30	×	○	62-2129

【飯山中央幼稚園：私立：飯山市南町 22-17：62-2679】 ※公立の土曜日は希望登園です。

※しらかば保育園は休園中です。

※保育園の規模等で、受け入れ人数に制限が生じる場合がございます。その際は、第2希望以降の保育園への入所となりますのでご了承ください。

※土曜保育、特別保育の実施状況は、令和6年度の状況で記載しております。令和7年4月以降実施状況については、変更が生じる場合がございますのでご了承ください。

## 9 受付期間と申し込み先

【受付期間】 令和6年10月15日(火)～令和6年11月5日(火)

【提出先】 最寄りの保育園（または市役所子ども育成課子育て支援係）

【提出書類】

- 認定(変更)申請書 兼 利用申込書 兼 現況届
- 直近の所得・課税・扶養証明書（申し込み時点で飯山市に住民票がない方のみ）
- 保育を必要とする事由を証明する下記の書類 … 父母等それぞれ下記の証明書等が必要です。



① 就労	<input type="checkbox"/> 就労状況等証明書（該当欄へ記入し、証明を受けてください。） ※「農業就労」の場合、経営主が「農業所得の申告を行っていない」場合や、「自家用のみの農業」の場合は、就労と認められません。
② 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（表紙 および 出産予定日が記載されているページ）
③ 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（写し可） <input type="checkbox"/> 障害者手帳などの写し
④ 介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（写し可） <input type="checkbox"/> 障害者手帳・要介護認定結果の写し
⑤ 災害復旧	（個別に相談）
⑥ 求職活動	<input type="checkbox"/> 就労状況等証明書（該当欄へ記入してください。）
⑦ 就学	<input type="checkbox"/> 学生証の写し <input type="checkbox"/> 在学証明書等 <input type="checkbox"/> 職業訓練を受けることを証する書類
⑧ DV・虐待	（個別に相談）
⑨ 育児	育児休業中の場合 … <input type="checkbox"/> 育児休業期間の証明 等
⑩ その他	（個別に相談）



## 10 問い合わせ

○市内各保育園

○飯山市教育委員会事務局

子ども育成課子育て支援係【市役所3階 34番窓口】

電話 (0269) 67-0741 (直通)

E-mail kodomo@city.iiyama.nagano.jp